薬剤師届出票について

薬剤師法では、２年に一度の届出が義務づけられており、これに違反した者は、薬剤師法第三十二条にて五十万円以下の罰金に処される可能性があります。

１．前回の薬剤師届出票からの変更点

(1)「(2)氏名」に旧姓の記載欄を追加。
(2) メールアドレスの記載欄を削除。

三師届　厚生労働省　検索

２．届 出 方 法

次の(1)又は(2)のいずれかの方法を任意で選び、届出する。

(1) オンラインによる届出
「医療従事者届出システム」を通じてオンラインによる届出が可能。詳細は、厚生労働省ウェブサイトを確認。

(2) 紙媒体による届出
薬剤師届出票を切り取り線で切り離し、届出票のみを提出する。
提出先は原則として**「(1)住所」を管轄する保健所長**に提出する。ただし、**「(8)主たる従事先」を管轄する保健所長**に提出しても差し支えない。

３．紙届出票の記入上の注意事項

(1) 令和８年薬剤師届出票を使用する。
(2) 黒ボールペンを用いて、はっきり記入する。(鉛筆、摩擦熱でインクが消えるボールペンは使用しない。)
(3) 該当する事項に○を付けて選択する場合には、その番号を○で囲む。
(4) 誤って記入した場合の訂正は、訂正箇所に二重線を引いて抹消し、なるべくその行の上部余白に正しい事項を記入する。また、この場合の訂正印は不要。

３．記 入 要 領

(1) **住所**　住所の**郵便番号を郵便番号欄に必ず記入**し、住所欄には番地又は番号まで正確に記入する。

(2) **氏名**　戸籍上の氏名を正確に記入する。旧姓を併記することが可能であるが、旧姓のふりがなの記載は不要。

(5) **薬剤師名簿登録番号**　薬剤師免許証に記載されている番号を、６桁で枠内に記入する。
６桁に足りない場合は、足りない桁数分、先頭に０(ゼロ)を付ける。

例　第１２３号の場合　→

第	0	0	0	1	2	3	号

(6) **薬剤師名簿登録年月日**　薬剤師免許証を再交付された場合には、**「再交付年月日」を記入しないよう**特に注意する。

(7) **従事している施設及び業務の種別**　複数の施設に従事していない場合、「従たる施設・業務の種別」欄は無記入とする。なお、同一施設内で複数の業務に従事している場合は、最も長時間従事している業務の種別を選択する。

薬局	01　開設者又は法人の代表者（管理者）	薬局を開設している者又は薬局を開設する法人の代表者であって、薬局を実地に管理する者
	02　開設者又は法人の代表者（管理者以外）	薬局を開設している者又は薬局を開設する法人の代表者であって、上記01以外の者
	03　勤務者（管理者）	開設者又は法人の代表者を除く薬局の勤務者であって、薬局を実地に管理する者
	04　勤務者（管理者以外）	開設者又は法人の代表者を除く薬局の勤務者であって、上記03以外の者
病院	05　調剤・病棟業務	病院において、調剤、病棟業務、薬歴管理、服薬指導、医薬品情報業務等に従事している者
	06　その他（治験、検査等）	病院において、調剤・病棟業務以外の業務に従事している者
診療所	07　調剤・病棟業務	診療所において、調剤、病棟業務、薬歴管理、服薬指導、医薬品情報業務等に従事している者
	08　その他（治験、検査等）	診療所において、調剤・病棟業務以外の業務に従事している者
介護保険施設	09　介護老人保健施設の勤務者	介護老人保健施設で薬剤師として従事している者
	10　介護医療院の勤務者	介護医療院で薬剤師として従事している者
大学	11　勤務者（研究・教育）	大学において、教育又は研究に従事している者（教授、准教授、講師、助教等）
	12　大学院生又は研究生	大学において、上記11以外の大学院生又は研究生
医薬品関係企業	13　医薬品製造販売業・製造業（研究・開発、営業、その他）	製薬会社（その研究所を含む。）、血液センター等医薬品の製造販売業又は製造業に従事している者（企業から派遣される治験コーディネーターを含む。）
	14　店舗販売業	店舗販売業者又は店舗販売業に従事している者（旧薬種商を含む。）
	15　配置販売業	配置販売業者又は配置販売業に従事している者（既存配置販売業を含む。）
	16　卸売販売業	卸売販売業者又は卸売販売業に従事している者
上記以外の施設	17　衛生行政機関又は保健衛生施設の従事者	国、都道府県、保健所、地方厚生局麻薬取締部、地方衛生研究所、国立医薬品食品衛生研究所、公害担当部門等衛生行政機関又は保健衛生施設に従事している者
その他	18　その他の業務の従事者	化粧品や医薬部外品等の製造業、化学工業、食品関係等01～17に含まれない業務に従事している者
	19　無職の者	職業に従事していない者で、休業中、病気療養等休職中の者を含まない。

裏面へ続く

(8) **主たる従事先**

(7)欄の「主たる施設・業務の種別」に**01～18**のいずれかを記入した場合の従事先について記入する。

所在地

郵便番号を郵便番号欄に必ず記入し、従事先の所在地欄には市・区・町村名まで記入する。

就業形態

12月１日～７日の勤務時間として該当する番号を１つ○で囲む。雇用形態に関わらず、施設で定めた勤務時間（所定労働時間）のすべてを勤務し、１週間の勤務時間が32時間以上の場合は**1**を○で囲み、施設で定めた１週間の勤務時間が32時間未満の場合は非常勤とし、**2**～**5**の該当する勤務時間の番号を○で囲む。

休業の取得

令和８年12月31日現在において、産前・産後休業、育児休業又は介護休業を取得している者は該当する番号を○で囲む。いずれも該当しない場合は、無記入とする。

(9) **従たる従事先**

(7)欄の「従たる施設・業務の種別」に**01～18**のいずれかを記入した場合の従事先について記入する。

所在地

郵便番号を郵便番号欄に必ず記入し、従事先の所在地欄には市・区・町村名まで記入する。

(10) **薬剤師免許取得の際に薬学課程を修めた大学名等**

01～76までの該当する番号を必ず１つ○で囲む。修了した大学院名等の番号を○で囲まない。また、大学の再編・統合・改称により該当の大学名が選択肢にない場合、再編・統合・改称が行われた後の大学名の番号を○で囲む。

(11) **出身地**

あなたが高校等を卒業する前までに過ごした期間が最も長い都道府県（出身地）を記入する。外国の場合は「外国」を○で囲む。

(12) **本届出票の活用に対する確認**

個人情報の保護に関する法律第六十九条第二項に基づき保有個人情報を都道府県へ提供する場合を除く。

(13) **備考**

届出票の記入事項に説明を要すると思われる事項を明記する。医師又は歯科医師免許を併せ有する者は、その旨を明記し(「医師免許併有」等)、**併有している届出票についても提出**する。